

和 河 号 外
令和 6 年 2 月 1 6 日
(2 0 2 4 年)

各 位

和歌山市 都市建設局
道路河川部 河川港湾課長

質 疑 回 答 書

令和 6 年 2 月 1 5 日付けで質問のあったことについて、次のとおり回答します。

工 事 名 永山川護岸改修工事その 6
工事番号 第 2 3 0 0 0 2 0 5 号

質問事項	回答事項
<p>1. 列車監視員（踏切操作員）について</p> <p>・ 配置する作業及び配置箇所をご教示下さい。 ・ 配置日数をご教示下さい。 ・ 1 日当たりの配置時間及び配置人員をご教示下さい。 ・ 実施配置日数が設計配置日数を超えた場合は設計変更で精算していただけるのでしょうか。</p>	<p>特記仕様書に記載しているとおり、現場付近に存在する仮設踏切を横断する場合は、列車監視員及び踏切操作員をそれぞれ 1 人配置が必要となります。</p> <p>配置時間及び配置員数は、施工計画を立案の上、算出してください。</p> <p>なお、総配置人数は想定で精算しているため、監督職員との協議により精算を行うものとします。</p>
<p>2. 借地料について</p> <p>・ 借地箇所（位置図等）の明示をお願いします。 ・ 借地料について、設計で計上されている金額で貸してもらえるのでしょうか。 ・ 借地費用が設計金額以上となった場合は設計変更で精算していただけるのでしょうか。</p>	<p>借地箇所は、見積用図面（図面番号 18/18）において、斜線で明示しています。</p> <p>また、特記仕様書に記載しているとおり、借地については発注者と地権者との間で事前協議を行っており、内諾を得ています。</p> <p>なお、借地単価は監督職員との協議対象とはなりません。借地面積や借地期間などの変更があった場合は、監督職員との協議対象とします。</p>

<p>3. 水替工（ポンプ運転）について</p> <p>・水替えにより河川の水を完全に切替えなければ、ブロック積等の施工ができない様に見受けられますが、水替によりドライな状態での施工が可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>・水替え計画（水中ポンプ設置箇所及び波状管設置ルート等）が分かりませんので位置図等の明示をお願いします。</p> <p>・水替え日数について79日と記載が有りますが、期間が長くなった場合は設計変更で精算していただけるのでしょうか。</p> <p>・水量が多く作業時排水では水替に時間が掛かり、作業時間が短くなってしまふ恐れが考えられますが、作業時間が短くなった場合は【時間的制約を受ける】等の条件変更は可能でしょうか。</p>	<p>特記仕様書に記載しているとおり、永山川の瀬替えのため初めに護岸工の左岸側を完成させることを想定しています。</p> <p>このため、近接、重複する他工事と施工調整、工程調整を密に行う必要があります。</p> <p>水替え計画における水中ポンプ設置箇所及び波状管設置ルート等の仮設工は、任意仮設となるため、現場状況等により設置してください。</p> <p>なお、水替え日数や作業時間については、監督職員との協議対象とします。</p>
<p>4. 出水期の作業について</p> <p>・出水期間中（6月16日～10月15日）において河川内の作業は行ってもよいのでしょうか。</p>	<p>監督職員との協議により、流水に影響を及ぼさない範囲での作業は可能です。</p>
<p>5. 敷鉄板設置撤去について</p> <p>・敷鉄板の設置箇所が分かりませんので位置図等の明示をお願いします。</p> <p>・敷鉄板賃料の日数について81日と記載が有りますが、期間が長くなった場合は設計変更で精算していただけるのでしょうか。</p>	<p>敷鉄板の設置箇所は、見積用図面（図面番号 14/18、18/18）において、仮設通路工で明示しています。</p> <p>また、特記仕様書に記載しているとおり、仮設通路工（敷鉄板設置撤去）の仮設工は、任意仮設となるため、現場状況等により設置してください。</p> <p>なお、敷鉄板賃料の日数は、監督職員との協議対象とします。</p>

<p>6. 根固めブロックの設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置個数が790個と記載がありますが、今回工事範囲に入っていない左岸側の工事が完了しなければ設置できない様に見受けられますが、左岸側の工事を行っていないなくても設置ができるのでしょうか。どの様なお考えかご教示下さい。 	<p>永山川護岸改修工事その4において、左岸側 B.P から NO.5 までの護岸を施工中です。</p> <p>その4工事の受注業者との施工調整、工程調整により、根固めブロックの設置は可能です。</p>
<p>7. 構造物撤去工について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取壊し範囲について、右岸側既設護岸が民家と接近しており、撤去を行うと民家に影響を及ぼす恐れが考えられますが、今回の撤去範囲に既設護岸全体の取壊しは含まれているのでしょうか。または新設に干渉する箇所だけの取壊しでしょうか。 	<p>構造物撤去工の取壊し範囲は、右岸側既設護岸全体ではなく、新設の護岸や河床等に干渉する範囲です。</p>
<p>8. 家屋調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所と民家が接近していますが、家屋調査は実施されているのでしょうか。また、家屋調査が必要な場合は設計変更で精算していただけるのでしょうか。 	<p>施工箇所に近接する家屋の一部は、家屋事前調査を実施していますが、追加調査が必要となった場合は、監督職員との協議対象とします。</p>